

日本維新の会共同代表・大阪市長 橋下徹氏に対し、
「慰安婦」肯定発言に対する謝罪・撤回と
公職を辞することを求める抗議声明

先週末、橋下大阪市長に謝罪と辞任を求める市民の輪が大阪市役所を取り囲み、私たち「緑の大阪」もこの活動に参加した。

「緑の大阪」が支持する世界の「緑の党」が批准するグローバルグリーンズ憲章は、政治的要求如何に関わらず、人権を否定するすべての独裁政治や独裁体制を認めない事を確認している。また、私達の目指す6つの社会的理念の「非暴力」「平和」の精神からしても、戦争や軍隊、基地の存在を容認することを前提とした橋下市長の発言は、許すことができない。「社会的公正」と「非暴力」・「平和」な社会の実現をめざす「緑の大阪」は、この点についても強く抗議し、一連の橋下市長の発言が、性暴力を肯定し、性差別を助長する発言であり、公職としての存在である大阪市長に全く相応しくないものとして即時の辞任を求めるものである。

また、私たち「緑の大阪」は、大阪が人権と文化的多様性の包摂を大切にする世界都市として歩んでいくため、日本維新の会を中核としたポピュリスト的で偏狭なナショナリズムに反対していくため、人権と連帯を大切にするあらゆるグループが協力していくことを呼びかける。

【解説】

橋下徹大阪市長は「(軍の規律を維持するために)慰安婦制度っていうのは必要だった」「慰安婦制度じゃなくても風俗業ってものは必要だ」「司令官の方に、もっと風俗業活用して欲しいって言った」等と述べたと伝えられています。

これは、複数の論点に渡って人権と女性の尊厳を傷つける、大変大きな問題です。

まず、橋下氏の主張では、日本の慰安婦制度が他国に見られたものと同一であると主張されていますが、軍民一体となって前線に植民地の女性を供給した日本の「慰安婦」制度は近代国家としては類をみないものです。

また橋下氏も「狭義の強制はなかった」と述べた安倍首相と同様の歴史認識を持っているようですが、スマラン事件のように、慰安所に女性を強制的に拉致・監禁した事例は知られていますし、仮にこうした暴力的な拉致が行われていないとしても、仕事の内容をごまかしていたケース、親の借金の担保等で本人の意志に係わらず慰安婦にさせられたケースなどは、通常「性奴隷」と認識されるべきものです。

橋下氏は、こうした「旧日本軍の慰安婦は性奴隷制度であった」という国際的な認識を否定し、自己決定による商行為としての売春であったと言いくるめようとしています。

また「風俗業」と「売春」を使い分けていると主張していますが、性行為の有無をもって売春と「風俗」を区分する日本の分類法は、国際的にはまったく通用しないものです。

近年、多くの欧州諸国では、売春自体は犯罪ではなく「管理売春」を規制する、という形式をとっていますが、これはそれ以外の仕事に比べて、売春の場合は「自発性」がより厳しく問われると言うことです。

この観点から言えば、例えば東南アジア等から事前の渡航料などで借金を負わせる形で拘束し「風俗産業」で働かせるという、日本で見られる就業形態は「ヒューマン・トラフィッキング」と呼ばれる人身売買と見なされ、現代の基準では性行為の有無にかかわらず「違法な売春」ないし「性奴隷」と考える国が多いでしょう。

実際、アメリカ国務省が毎年発表する「人身取引年次報告書」では、日本は前述の問題から「人身取引撲滅のための最低基準を満たしてはいませんが、そのための努力はしています」として、三段階の二段目に分類されており、これは先進国としては例外的に低い評価です。

この国務省の評価を考えれば日本に駐留する米軍の司令官が「風俗を利用せよ」と述べることはあり得ないことです。

もちろん、その条件がなくても「軍隊」がその組織の機能のために女性の性を利用するかのようにとられる発言には、厳しい判断がくだされるようになっていきます。

1995年の沖縄米兵少女暴行事件のさいに、当時のアメリカ太平洋軍司令官リチャード・マッキー海軍大將は「かねがね言っているが、レンタカーを借りる金で女が買ったのだ」という発言によって更迭され、予備役編入と共に少将に降格という厳しい処分を受けていますが、これは特殊事例ではなく、国際的な合意であると考えられます。

現代社会の倫理においては、売買春の自由を認める場合も、それは(通常の労働契約以上に厳格に)二者の完全に自発的な合意によるものであることが求められるのであり、その契約に軍を含めた政府組織が介入したり、そういった契約を利用したりといったことは、許されません。

橋下市長の発言は、人類が歴史の中で合意形成してきた、戦争と性という極めて深刻な問題に関する反省を全て無視しており、この問題について日本社会がまったく反省していないのではないかという疑念を国際的に呼び起こすものであったと言えます。

緑の大阪

〒569-1141 高槻市氷室町 4-1-5 ののうえ愛事務所内

TEL 072-695-1313 Fax : 072-695-1313

midorikansai@gmail.com

